

7. 千葉市自転車等の放置防止に関する条例

千葉市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 58 年 3 月 15 日条例第 9 号）

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 公共の場所 道路、緑地帯、公園その他公共の用に供する場所をいう。
- (6) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- (7) 放置 利用者等が、自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

（利用者等の責務）

第5条 利用者等は、自転車駐車場以外の公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 利用者等は、通勤、通学等のための駅又は停留所への自転車等の近距離利用を自粛するよう努めなければならない。

3 自転車の所有者は、当該自転車に自己の住所及び氏名を明記するよう努めなければならない。

（自転車の小売業者の責務）

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、当該自転車に所有者の住所及び氏名を明記すること並びに自転車防犯登録を受けることを勧奨するよう努めなければならない。

（鉄道事業者等の責務）

第7条 鉄道事業者等は、旅客のために必要な自転車駐車場の設置に積極的に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

（大型店舗等の設置者の責務）

第8条 百貨店、スーパー・マーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で規則で定めるもの（以下「大型店舗等」という。）を新築又は増築しようとする者は、そ

の大型店舗等の利用者のために必要な自転車駐車場を当該大型店舗等若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

- 2 前項の規定により設置する自転車駐車場の基準は、大型店舗等の用途等を勘案し規則で定める。

(放置禁止区域の指定等)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要のある公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第10条 利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他適切な場所に移動するよう指導し、又は命ずることができる。

- 2 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等があるときは、当該自転車等をあらかじめ市長が定めた場所(以下「保管場所」という。)に移動し、保管することができる。

第12条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等が放置されていることにより市民の良好な生活環境又は都市機能が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等を整理し、又は利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けることができる。

- 2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けたにもかかわらず当該自転車等が規則で定める期間継続して放置されているときは、当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。

(移動した自転車等の措置等)

第13条 市長は、第11条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、当該自転車等を移動した旨及びその保管場所等を明記した告知板等を当該移動をした場所又はその付近に設置しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する自転車等の利用者等を速やかに調査し、当該利用者等に引き取るよう通知する等自転車等を返還するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず引取りのない自転車等については、規則で定める期間保管しなければならない。
- 4 第2項に定める調査の方法、通知の内容及び自転車等を返還する場合の方法等については、規則で定める。

(移動及び保管に係る費用の徴収)

第14条 市長は、第11条第2項又は第12条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したと

きは、移動及び保管に要した費用として次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。

- (1) 自転車 2,000 円
- (2) 原動機付自転車 3,000 円

2 市長は、自転車等を放置したことについて盜難その他やむを得ない事由があると認めたときは、前項の費用の徴収を免除することができる。

(引取りのない自転車等の処分)

第15条 市長は、第13条の規定に基づく措置等を講じたにもかかわらず引取りのない自転車等については、その保管に不相当な費用を要する場合は、当該自転車等を売却し、その代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき告示した後廃棄等の処分をすることができる。

(自転車駐車場の利用)

第16条 本市が設置する自転車駐車場を利用する者は、市長が定める方法により自転車駐車場を利用しなければならない。

2 本市が設置する自転車駐車場のうち規則で定めるもの(以下「指定自転車駐車場」という。)の利用の種別は、次のとおりとする。ただし、第2号については、市長が指定する指定自転車駐車場に限るものとする。

- (1) 定期利用 利用期間が1月又は12月の利用をいう。
- (2) 一時利用 1日1回限りの利用をいう。

3 指定自転車駐車場の利用期間は、1年以内とする。ただし、年度の中途において利用の申し込みがあった場合においては、当該年度の末日までの期間以内とする。

(整理に要する費用)

第17条 指定自転車駐車場を利用する者は、次の各号に掲げる利用の種別の区分に応じて、当該各号に定める額の整理に要する費用を納付しなければならない。

- (1) 定期利用 別表(1)定期利用の表に定める額の範囲内において規則で定める額
- (2) 一時利用 別表(2)一時利用の表に掲げる額

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の費用の納付を免除することができる。

3 既に納付した費用は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(自転車駐車場内の自転車等の移動等)

第18条 市長は、本市が設置する自転車駐車場内において自転車等が継続して置かれていること等により自転車駐車場の適正な利用に支障が生じていると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を速やかに引き取るように指導又は警告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は警告を行ったにもかかわらず、自転車等が引き続き置かれている場合は、規則で定めるところにより当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。

3 第13条から第15条までの規定は、前項の規定により自転車等を移動し、保管した場合について準用する。

(自転車等駐車対策協議会)

第19条　自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議するため、千葉市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 58 年規則第 61 号で昭和 58 年 9 月 5 日から施行。ただし、同条例第 3 条から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条の規定の施行期日は、昭和 58 年 10 月 1 日とする。)

(手数料の額の減額)

2 この条例の施行の日以後において、昭和 59 年 3 月 31 日までの有効期間の利用登録を受けた者に係る手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に定める額の 2 分の 1 の額とする。

附　則(平成 3 年 9 月 27 日条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の千葉市自転車の放置防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定により自転車を整理する区域として指定されている区域は、この条例による改正後の千葉市自転車の放置防止に関する条例(以下「新条例」という。)第 9 条第 1 項の規定により自転車放置禁止区域として指定された区域とみなす。

3 新条例別表の規定の適用については、平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの期間に限り、同表中「500 円」とあるのは「400 円」と、「1,000 円」とあるのは「800 円」と、「5,500 円」とあるのは「4,400 円」と、「11,000 円」とあるのは「8,800 円」と、「250 円」とあるのは「200 円」と、「2,750 円」とあるのは「2,200 円」とする。

4 新条例第 13 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に移動し、保管する自転車について適用し、同日前に移動し、保管している自転車については、なお従前の例による。

(施行日前における利用の手続等)

5 第 1 項の規定にかかわらず、施行日前の規則で定める日から施行日以後の自転車駐車場の利用について規則で定めるところにより利用の手続を行い、及び整理に要する費用を徴収することが

できる。

附 則(平成 8 年 3 月 19 日条例第 5 号)

- 1 この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条を第 18 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市自転車等の放置防止に関する条例第 14 条及び第 15 条(第 18 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した自転車について適用し、同日前に移動し、保管した自転車については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 21 日条例第 7 号)

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 23 日条例第 5 号)

- 1 この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市自転車等の放置防止に関する条例別表(1)定期利用の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の申請に係る整理に要する費用について適用し、同日前の利用の申請に係る整理に要する費用については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 19 日条例第 2 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 19 日条例第 44 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市自転車等の放置防止に関する条例第 17 条第 1 項及び別表(1)定期利用の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る申請に係る整理に要する費用について適用し、同日前の利用に係る申請に係る整理に要する費用については、なお従前の例による。

別表

(1) 定期利用

区分	利用期間	金額(1 台につき)	
		本市住民	本市住民でない者
一般	1 月	2,000 円	3,000 円
	12 月	22,000 円	33,000 円
高校生以下	1 月	1,000 円	1,500 円
	12 月	11,000 円	16,500 円

(2) 一時利用

区分	金額(1 台につき)
1 日 1 回につき	100 円
回数利用(一時利用 11 回分)	1,000 円

備考 原動機付自転車に係る額は、これらの表に規定する額の 5 割増しとする。

千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画

発 行 平成20年4月

編 集 千葉市建設局土木部自転車対策課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

